

総行公第22号
総行女第20号
令和3年3月19日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の出勤回避等の取組について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言については、令和3年3月21日に解除されることとなりました。

これに伴い令和3年3月18日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(別添参照)」においては、緊急事態措置区域から除外された都道府県では、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進し、「その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する」こととされています。

つきましては、緊急事態措置区域から除外された都道府県(これまでに除外された都道府県を含む。)におかれましては、感染症対策の趣旨を踏まえ、引き続き、テレワーク等による出勤回避等について、各団体の状況に応じた目標を設定した上で取り組んでいただき、その後、地域の感染状況等を踏まえた段階的な緩和措置に対応して取り組んでいただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。